

平成22年9月15日

第21回 全国健康保険協会運営委員会資料

協会けんぽの収支イメージ（医療分）

（単位：億円）

	21年度 決算	22年度			23年度 概算要求ベース	備考
		予算セットでの見込み (21年12月) (a)	概算要求時点での 見直し(22年8月) (b)	(b)-(a)		
収 入	保険料収入	59,555	66,302	66,675	373	左の23年度の保険料収入を確保するための保険料率を機械的に試算した場合（4月納付から改定）9.53%
	国庫補助等	9,678	10,538	10,537	▲1	
	その他	501	229	298	69	
	計	69,735	77,069	77,510	441	
支 出	保険給付費	44,513	45,551	45,800	249	46,610
	老人保健拠出金	1	1	1	0	1
	前期高齢者納付金	10,961	12,124	12,100	▲24	12,252
	後期高齢者支援金	15,057	14,219	14,213	▲6	14,639
	退職者給付拠出金	2,742	2,042	1,968	▲74	2,730
	病床転換支援金	12	2	0	▲2	0
	その他	1,342	1,628	1,611	▲17	1,728
	計	74,628	75,567	75,692	125	77,960
単年度収支差	▲4,893	1,502	1,818	316	680	
準備金残高	▲3,179	▲2,970	▲1,361	1,609	▲680	

(注) 1. 従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したもの。

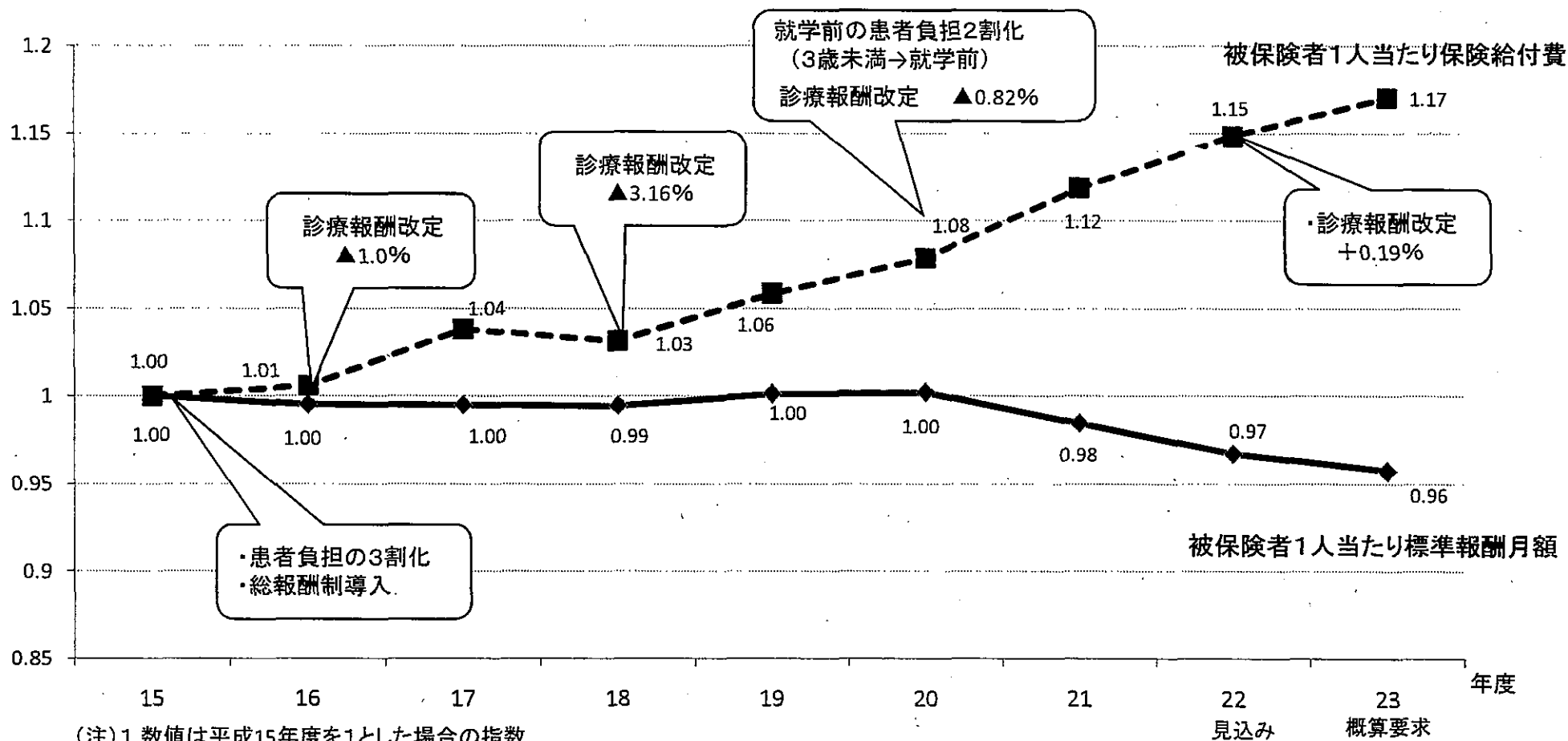
2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 23年度の保険給付費は、70歳以上75歳未満の方に係る患者負担引上げ(1割→2割)凍結の暫定措置終了による影響(▲160億円)、出産育児一時金の増額(38万円→42万円)の暫定措置終了による影響(▲172億円)が含まれている(厚生労働省推計)。これらは年末までの予算編成過程での検討事項となっている。

4. 23年度の単年度収支差は、22年度末に見込まれる準備金残高の赤字の半分を返済するための所要額が計上されている。

協会けんぽの標準報酬月額と保険給付費の推移

○ 近年は、支出（被保険者1人当たり保険給付費）が収入（1人当たり標準報酬月額）の伸びを上回り、格差が広がっている。

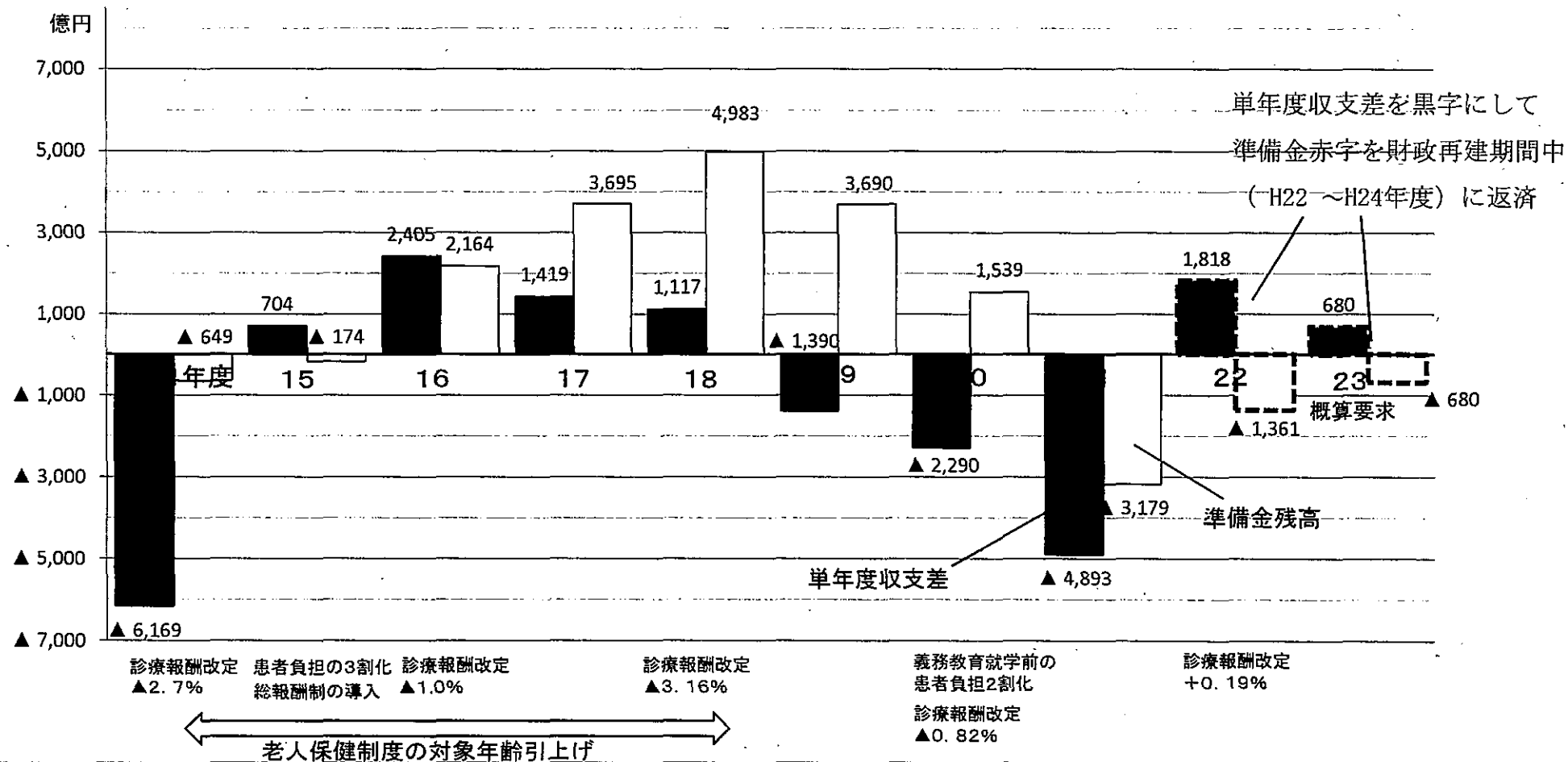


(注) 1. 数値は平成15年度を1とした場合の指数

2. 平成15～21年度までは単年度収支決算、平成22、23年度は概算要求時点における見込み

協会けんぽの単年度収支差と準備金残高、保険料率の推移

○ 平成19年度から単年度赤字となり、18年度に約5,000億円あった準備金は21年度末ではマイナスとなった。



保険料率 8.5% → 8.2% (総報酬制導入により実質0.7%増) → 9.34% → **9.57% 又は 9.53% 注**

注1) 平成11～21年度までは単年度収支決算、平成22年度は22年概算要求時における見込み、平成23年度は22年度概算要求時における見込み及び保険料率は機械的試算
 注2) 平成11年度と13年度の積立金残高には、国庫補助繰延分の返済額を含む 注3) 平成21年9月より、全国一律の保険料率は都道府県単位保険料率へ移行

協会けんぽの標準報酬月額の推移

○ 協会の標準報酬月額は、他の被用者保険の報酬水準に比べて低く、また、下落が続いている。

	一人当たり標準報酬月額		(参考)きまって支給する給与の 対前年度伸び率 ・事業所規模5人以上 ・パートタイム労働者を除く 出典 毎月勤労統計調査 厚労省
	千円	対前年度伸び率 %	
平成10年度	292	▲ 0.5	0.2
11年度	291	▲ 0.6	1.8
12年度	290	▲ 0.1	▲ 0.1
13年度	289	▲ 0.4	▲ 0.8
14年度	286	▲ 1.1	0.5
15年度	284	▲ 0.7	0.5
16年度	284	▲ 0.2	0.2
17年度	283	▲ 0.1	0.4
18年度	283	▲ 0.1	▲ 0.5
19年度	285	0.8	0.6
20年度	285	▲ 0.0	▲ 1.9
21年度	277	▲ 3.0	▲ 0.8
22年7月末	274	▲ 2.2	1.1

注) 平成19年度は、制度改正により、標準報酬月額の上限が98万円から121万円に引上げられ、これにより、一人当たり標準報酬月額は押し上げられている

平成23年度の平均保険料率について

平成23年度概算要求ベースでの保険料収入を確保するための平均保険料率を機械的に試算すると9.53%となるが(4月納付分から改定した場合)、23年度保険給付費に対する政策増(下表①及び②の暫定措置の継続)があった場合及び23年度保険給付費に係る国庫補助率が20%の場合の平均保険料率を試算すると、次のとおり。

	国庫補助率	
	16.4%の場合	20%の場合
① 70歳以上75歳未満の患者負担引上げ(1→2割)凍結の終了(▲160億円) ② 出産育児一時金増額(38→42万円)の終了(▲172億円) を前提とした場合	9.53%	9.25%
上記暫定措置が継続された場合	9.57%	9.29%

参考. 22年度の平均保険料率 9.34%